

会社法第 803 条第 1 項に基づく事前備置書類
(株式移転に関する事前備置書類)

佐鳥電機株式会社

2025 年 11 月 26 日

株式移転に係る事前備置書類

東京都港区芝一丁目 14 番 10 号

佐鳥電機株式会社

代表取締役社長執行役員 佐鳥 浩之

佐鳥電機株式会社（以下「当社」といいます。）と萩原電気ホールディングス株式会社（以下「萩原電気」といい、当社と萩原電気を総称して、以下「両社」といいます。）は、共同株式移転の方式により、2026 年 4 月 1 日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両社の完全親会社となる MIRAINI ホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）といたしました。

本株式移転に際して、会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転計画書

別添 1「株式移転計画書（写）」をご参照ください。

2. 会社法第 773 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定いたしました。

① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	当社	萩原電気
株式移転比率	1.02	2

(注 1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

当社の普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 1.02 株を、萩原電気の普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 2 株を割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

ただし、上記株式移転比率は、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じ、又は重大な相違が判明した場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注 2) 共同持株会社の単元株式数は 100 株といたします。

(注 3) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式 35,481,762 株

上記数値は、当社の発行済株式総数 14,946,826 株（2025 年 8 月 31 日現在）、萩原電気の発行済株式総数 10,118,000 株（2025 年 9 月 30 日現在）、を前提として算出しております。

(注 4) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式移転により、1 単元（100 株）未満の共同持株会社の株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

また、共同持株会社の定款において、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第 194 条第 1 項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

② 本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由

本株式移転における株式移転比率の公正性与其他本株式移転の公正性を担保するため、当社は、第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を

選定しました。一方、萩原電気は、第三者算定機関として SMBC 日興証券株式会社（以下「SMBC 日興証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして弁護士法人森・濱田松本法律事務所（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）を選定しました。

両社は、それぞれ当該第三者算定機関に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果及び各社の法務アドバイザーからの助言を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2025年7月28日に開催された各社の取締役会において株式移転比率の決定及び同日付基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）の締結を決議し、本基本合意書を締結いたしました。

また、両社は、上記株式移転比率の算定の基礎について、本基本合意書の締結後、上記株式移転比率に影響を及ぼすような重大な変更が生じていないことを確認し、2025年10月14日付の経営統合契約及び本株式移転計画においても、上記株式移転比率に合意しております。

③ 算定に関する事項

ア. 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である大和証券及び萩原電気の第三者算定機関である SMBC 日興証券は、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、本株式移転に係る大和証券及び SMBC 日興証券の報酬には、本株式移転の成否にかかわらず支払われる固定報酬の他、本株式移転の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれております。

イ. 算定の概要

本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は大和証券を第三者算定機関として選定し、萩原電気は SMBC 日興証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

大和証券は、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うと共に、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の推計が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を用いて両社の算定を行いました。

上記各手法における算定結果は下記のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、萩原電気の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株を割り当てる場合に、当社の普通株式1株に対して割り当てられる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものであります。

	採用手法	株式移転比率の算定結果
1	市場株価法	1.01～1.04
2	類似会社比較法	0.65～1.54
3	DCF 法	0.72～1.37

市場株価法においては、2025年7月25日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

DCF 法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、算定の際に前提とした当社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、萩原電気の財務予測については、対前年度比で利益の大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、モビリティのソフト化に対応したエンジニアリング事業や高付加価値デバイスの拡販に伴う売上高の増加及び為替変動や一部の低採算案件による利益悪化の反動に伴う売上総利益率の回復により、対前年度比で営業利益の大幅な増益を見込んでおります。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提と

しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

他方、SMBC 日興証券は、萩原電気の株式が東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場、当社の株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法を、萩原電気及び当社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、萩原電気及び当社の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するため DCF 法をそれぞれ採用して算定を行いました。

上記各手法における算定結果は下記のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、萩原電気の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 2 株を割り当てる場合に、当社の普通株式 1 株に対して割り当てられる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものであります。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価基準法	1.01～1.03
2	類似上場会社比較法	0.87～1.75
3	DCF 法	0.53～1.16

市場株価法では、萩原電気及び当社については、2025 年 7 月 25 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の終値の単純平均値（円未満四捨五入）を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果を基に株式移転比率のレンジを上記のように算定しております。

SMBC 日興証券は、株式移転比率の算定に際して、萩原電気及び当社の各社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則と

して採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

また、SMBC 日興証券が DCF 法による算定の前提とした両社の事業計画には、本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、SMBC 日興証券が DCF 法による算定の前提とした 2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの萩原電気の事業計画については、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027 年 3 月期において、デバイス事業では新規案件獲得による増収効果等の寄与、ソリューション事業では堅調な D X 投資需要の取り込みに加えデータ利活用を中心とした高付加価値ビジネスモデルへの転換が加速されることにより、対前年度比較において、営業利益の大幅な増益を見込んでおります。

④ 公正性を担保するための措置

当社は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

当社は、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記②「本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関として大和証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券の分析及び助言を参考として萩原電気と交渉・協議を行い、上記①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを 2025 年 7 月 28 日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 独立した法律事務所からの助言

当社は、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、当社の本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、TMI 総合法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

他方、萩原電気は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

萩原電気は、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記②「本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関として SMBC 日興証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、萩原電気は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である SMBC 日興証券の分析及び助言を参考として当社と交渉・協議を行い、上記①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを 2025 年 7 月 28 日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 独立した法律事務所からの助言

萩原電気は、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、萩原電気の本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 共同持株会社の上場申請等に関する事項

両社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所及

び名古屋証券取引所にテクニカル上場を行う予定であり、上場日は、2026 年 4 月 1 日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2026 年 3 月 30 日に当社は東京証券取引所、萩原電気は東京証券取引所及び名古屋証券取引所を上場廃止となる予定であります。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則により決定されます。

⑥ 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、両社の間には特段の利益相反関係は存しないことから、特別な措置は講じておりません。

(2) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

① 資本金の額	100 億円
② 資本準備金の額	25 億円
③ 利益準備金の額	0 円
④ その他資本剰余金の額	会社計算規則第 52 条第 1 項に定める株主資本変動額から上記①及び②の額の合計額を減じて得た額

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、両社が協議のうえ、会社計算規則第 52 条の規定の範囲内で決定したものであります。

3. 会社法第 773 条第 1 項第 9 号及び第 10 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 萩原電気に関する事項

(1) 最終事業年度（2025 年 3 月期）に係る計算書類等の内容

別添 2 に記載のとおりであります。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

以 上

株式移転計画書（写）

佐島電機株式会社（以下「甲」という。）及び萩原電気ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第 1 条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第 6 条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社を取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

第 2 条（新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項等）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）目的

新会社の目的は、別紙 1 の定款第 2 条記載のとおりとする。

（2）商号

新会社の商号は、「MIRAINI ホールディングス株式会社」とし、英文では「MIRAINI HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。

（3）本店所在地

新会社の本店の所在地は東京都港区とし、本店の所在場所は東京都港区芝一丁目 14 番 10 号とする。

（4）本社の所在場所

新会社の本社の所在場所は、愛知県名古屋市中区東桜二丁目 2 番 1 号及び東京都港区芝一丁目 14 番 10 号とする。

（5）発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、1 億株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙 1 の定款記載のとおりとする。

第 3 条（新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

設立時取締役（代表取締役社長に選定予定）：木村 守孝

設立時取締役（代表取締役副社長に選定予定）：佐鳥 浩之

設立時取締役：水越 成彦

設立時取締役：副島 剛

設立時取締役：小山 琢磨

設立時取締役：土屋 俊司

設立時社外取締役：田口 晶弘

設立時社外取締役：岡本 伸一

設立時社外取締役：林 恭子

2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

設立時取締役（常勤監査等委員）：井上 典昭

設立時社外取締役（監査等委員）：坂田 誠二

設立時社外取締役（監査等委員）：榎本 幸子

設立時社外取締役（監査等委員）：雪丸 暁子

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任あずさ監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i)甲が基準時に発行している普通株式数の合計に1.02を乗じた数、及び(ii)乙が基準時に発行している普通株式数の合計に2を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対し、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して新会社の普通株式1.02株
 - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して新会社の普通株式2株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。）第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の成立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 資本金の額 | 100 億円 |
| (2) 資本準備金の額 | 25 億円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0 円 |
| (4) その他資本剰余金の額 | 会社計算規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含む。）第 52 条第 1 項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額 |

第 6 条（新会社の成立日）

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「成立日」という。）は、2026 年 4 月 1 日とする。但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第 7 条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、2025 年 12 月 11 日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、2025 年 12 月 11 日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により、前二項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第 8 条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）のプライム市場及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」という。）のプレミアム市場への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要な手続を行う。
2. 甲及び乙は、新会社が発行する普通株式について、東京証券取引所のプライム市場及び名古屋証券取引所のプレミアム市場での上場が維持されるよう、相互に協力して必要な手続を行う。
3. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第 9 条（剰余金の配当）

1. 甲は、①2025 年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式 1 株あたり 44 円を上限として、②2026 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登

録株式質権者に対し、普通株式1株あたり46円を上限として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。

2. 乙は、①2025年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり90円を上限として、②2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり95円を上限として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日までの間、新会社の成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

第10条（自己株式の取扱い）

甲及び乙は、本計画作成後、甲及び乙がそれぞれ保有する自己株式について、その処分の時期及び方法等について誠実に協議するものとする。

第11条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせる。
2. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、本株式移転の実行若しくは本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与えるおそれのある事由若しくは事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、甲及び乙は、その取扱いについて誠実に協議するものとする。

第12条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第13条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社成立日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由があることが判明した

場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第 14 条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

以上、本計画の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 10 月 14 日

甲：東京都港区芝一丁目 14 番 10 号

佐鳥電機株式会社

代表取締役 社長執行役員 佐鳥 浩之 印

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年10月14日

乙：愛知県名古屋市東区東桜二丁目2番1号
萩原電気ホールディングス株式会社
代表取締役 社長執行役員 木村 守孝 印

定款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、MIRAINI ホールディングス株式会社と称し、英文では MIRAINI HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）および組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式または持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- (1) 電気計測装置および電子応用装置の製造販売ならびに輸出入
- (2) 医療用機械器具の製造販売および輸出入
- (3) 電子回路用部品の仕入販売、輸出入、企画、開発、設計、製造加工、賃貸および保守
- (4) 電気通信機器、光通信機械器具、電子応用機械器具、電気機械器具およびこれらに関連する装置および線材（これらの機械器具または装置に使用される半導体素子、集積回路等の部品、素材その他関連用品を含む。）の開発、設計、製造加工、仕入販売、輸出入、賃貸ならびに保守
- (5) コンピュータシステムおよびソフトウェアの企画、開発、設計、制作販売、仕入販売、輸出入、賃貸ならびに保守
- (6) 電気工事業および電気通信工事業
- (7) 労働者派遣事業
- (8) 古物売買業
- (9) 金銭の貸付、債務の保証および引き受け、各種債権の売買ならびにその他の金融業
- (10) 情報システムに関する企画、設計、開発、構築、保守および運用に関する業務

- (1 1) インターネットを利用したアプリケーションソフトウェアの開発およびライセンス販売に関する業務
 - (1 2) 情報通信サービス業
 - (1 3) 情報処理サービス業および情報提供サービス業
 - (1 4) 第3号、第4号、第5号、第12号および第13号の事業に関するコンサルティング
 - (1 5) 合成樹脂その他の化学品および金属の加工、販売ならびに輸出入
 - (1 6) 前各号に付帯する一切の事業
- 2 当社は、前項各号に定める事業およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店等の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

- 2 当社は、前項の本店とは別に、本社を愛知県名古屋市中区および東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第11条に定める請求をする権利

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱いは取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の売渡請求)

第11条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。臨時株主総会はその必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役である社長執行役員が招集し、その議長となる。
取締役である社長執行役員に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社に取り締役15名以内を置く。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

3 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取

締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。
- 4 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- 5 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。
- 6 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(執行役員)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。

- 2 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

- 第24条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。
 - 3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
 - 4 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選任することができる。

第6章 取締役の責任免除

(取締役の責任免除)

- 第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第27条 当会社は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 前項のほか、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

4 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

(配当金の除斥期間)

第28条 剰余金の配当は、支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

(設立時代表取締役)

第1条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 木村 守孝

設立時代表取締役 佐鳥 浩之

(最初の取締役の報酬等)

第2条 当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の当会社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬等報酬等の総額は、年額800百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。

(2) 監査等委員である取締役に対する報酬等

報酬等の総額は、年額 280 百万円以内とする。

(3) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権

ア 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）は、当会社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付し、当会社の普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当会社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当会社の取締役会において決定する。また、当該金銭報酬債権は、対象取締役が、当該現物出資に同意していることおよび下記エに規定する譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

イ 対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の額

「(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬等」の報酬等の年額の範囲内で、対象取締役に對する譲渡制限付株式の付与のため支給する金銭報酬債権の額は、年額 200 百万円以内とする。

ウ 譲渡制限付株式の総数

各事業年度に對対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、200,000 株を上限とする。ただし、当会社の普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当会社は、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

エ 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当会社の取締役会決議に基づき、当会社と、譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとする（以下、当該対象取締役に對して割り当てられた譲渡制限付株式を「本割当株式」という。）。

(ア) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、かかる割当てを受けた日から 30 年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、かかる制限を「譲渡制限」という。）。

（イ） 譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日の前日までに当会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員、当会社の子会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員、その他当会社の取締役会が定めるいずれの地位からも退任または退職した場合には、当会社は、当会社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。また、当会社は、譲渡制限期間が満了した時点において、下記（ウ）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当該本割当株式の全部を当然に無償で取得する。ただし、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会）で承認された場合であって、当該組織再編等において、当会社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式に相当するものに限る。）を交付するときは、当会社は、本割当株式の無償取得を行わない。

（ウ） 譲渡制限の解除

当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日まで継続して、当会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員、当会社の子会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員、その他当会社の取締役会が定めるいずれかの地位にあったことを条件

として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当会社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員、当会社の子会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員、その他当会社の取締役会が定めるいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（エ） 組織再編等における取扱い

当会社は、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要しない場合においては、当会社の取締役会）で承認された場合には、当会社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当会社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。ただし、当該組織再編等において、当会社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式に相当するものに限る。）を交付するときは、当会社は、本割当株式の譲渡制限の解除および無償取得を行わない。

（譲渡制限付株式に係る契約上の地位の承継）

第3条 当会社は、萩原電気ホールディングス株式会社の2018年6月28日開催の第61期定時株主総会において承認可決された譲渡制限付株式報酬制度に基づいて交付がなされた譲渡制限付株式に係る各割当契約書について、2026年4月1日をもって、萩原電気ホールディングス株

式会社の契約上の地位および権利義務を承継するものとする。

(附則の削除)

第4条 本附則第1条から第3条は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

別添 2

最終事業年度（2025 年 3 月期）に係る萩原電気ホールディングス株式会社に関する事項

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

<全般的状況>

当社グループは、経営ビジョンに「先進エレクトロニクスで人と社会とテクノロジーをつなぐエンジニアリングソリューションパートナー」を掲げ、2025年3月期から2027年3月期の3か年を対象とする中期経営計画「Make New Value 2026」を推進しております。

中期経営計画の下、得意領域であるモビリティやモノづくり領域に加え、ロジスティクス・ロボティクスなどの隣接業界や、デジタル活用によるエネルギーやスマートシティなどのメガトレンド領域における課題に対し、社内外でのビジネスイノベーション活動を通じて最適なソリューションを創造・提供し、持続可能な社会への貢献と企業価値向上を目指しております。

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、主要ユーザーである自動車関連企業において完成車の生産調整や、中国市況の停滞などに伴う産業機器関連企業の在庫調整の動きがみられたほか、急激な為替変動など、不透明な状況が続きました。

このような環境下において、当社グループは、中期経営計画に基づく構造変革と事業基盤の確立に向けて、半導体・電子部品及び受託ビジネスの顧客拡大による事業機会発掘の取り組みや、新規事業の確立及び強化を目的としたM&Aの実行、また人的投資及びシステム投資などの成長投資を活発化させました。

この結果、当連結会計年度の売上高は 2,587 億 42 百万円（前期比 14.9%増）となり、営業利益は 71 億 12 百万円（前期比 7.8%減）、経常利益は 62 億 10 百万円（前期比 14.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は 36 億 99 百万円（前期比 16.3%減）の増収減益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

<セグメントの状況>

(デバイス事業)

デバイス事業では、電子制御が進む自動車向けシステム L S I などの半導体や電子部品の販売及び技術支援、組込システムの P o C（概念実証）開発支援や組込ソフトウェアを中心とした受託開発事業を行っております。



当連結会計年度におきましては、車両生産調整の影響を受け半導体や電子部品の需要が伸び悩んだものの、新たな商流の獲得や円安による増収効果などにより、デバイス事業の売上高は、2,263 億 19 百万円（前期比 15.4%増）となりました。一方で、前期に発生したスポット利益の反動減や、人的投資などの成長投資や商流移管に伴う移管補償金の増加などにより、営業利益は 56 億 88 百万円（前期比 0.3%増）となりました。

(ソリューション事業)

ソリューション事業では、業務コンサルティングや I o T ソリューション提供及び I T プラットフォーム構築提案、I T 機器や計測機器及び組込機器の販売に加え、F A システムや特殊計測システムの設計・製造・販売及び産業用コンピュータの開発・製造・販売を行っております。



当連結会計年度におきましては、産業機器関連企業を主要顧客に持つ組込ソリューション領域において顧客の在庫調整の動きに影響を受けつつも、製造設備増強などの需要を取り込んだ F A エンジニアリング領域の売上増加が牽引し、ソリューション事業の売上高は、324 億 23 百万円（前期比 11.7%増）となりました。一方で、新しい領域の製造ライン構築で一時的なコスト増となる案件の受注があったことや、人的投資や自社製品の次世代機開発などの成長投資により、営業利益は 14 億 23 百万円（前期比 30.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

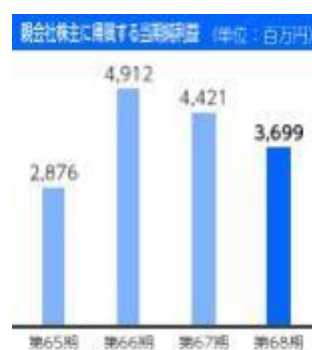
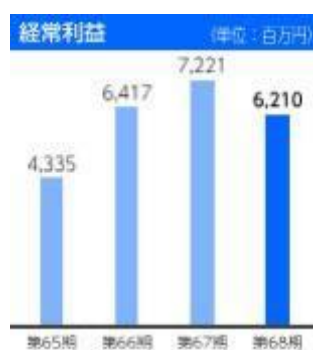
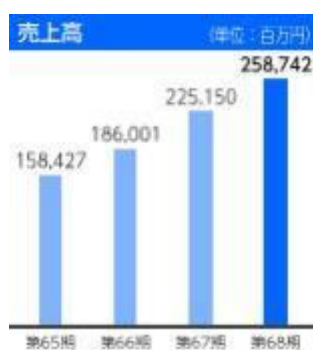
(3) 資金調達の状況

当社グループは、事業規模拡大に伴う資金需要に対する機動的かつ安定的な資金調達を行うことや、長期借入金等の返済を用途とし、長期借入金 112 億円等による資金調達を実行いたしました。

また、当連結会計年度末における 300 億円のコミットメントライン契約（コミットメントライン期間 2024 年 10 月 1 日～2027 年 9 月 30 日）の借入実行残高はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第 65 期 (2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)	第 66 期 (2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)	第 67 期 (2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)	第 68 期 (当連結会計年度) (2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)
売 上 高 (百万円)	158,427	186,001	225,150	258,742
経 常 利 益 (百万円)	4,335	6,417	7,221	6,210
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,876	4,912	4,421	3,699
1 株当たり当期純利益 (円)	325.07	554.71	458.80	371.30
総 資 産 (百万円)	82,482	106,577	119,706	130,161
純 資 産 (百万円)	39,369	43,531	50,361	52,978
1 株当たり純資産 (円)	4,208.13	4,672.91	4,839.87	5,099.30



(5) 対処すべき課題と経営方針

当社グループは、創業当初から「創造と挑戦」を経営理念に掲げ、エレクトロニクス分野に軸足を置き、自動車産業を中心とした製造業のお客様に対し最適なソリューションを提供してまいりました。

現在、当社グループを取り巻く環境は、世界規模での業界の垣根を越えた新たなビジネスモデル創出の動きやI o T・A I（人工知能）の活用といった新しい技術の台頭など、環境変化が激しい状況となっております。

また、主要顧客を中心に次世代のモビリティ社会の実現に向けたエレクトロニクス化、デジタル経営に向けた情報化投資や設備投資ニーズは引き続き伸長していくものと想定され、これまで以上に付加価値やスピード感を伴った対応が求められるとともに、カーボンニュートラルや自然との共生など社会課題にも視点を当てながら経営していくことが必要な環境となっております。

このような環境下において、当社は経営ビジョンとして「先進エレクトロニクスで人と社会とテクノロジーをつなぐエンジニアリングソリューションパートナー」を掲げ、第68期から第70期までの3か年を対象とする当社グループ中期経営計画「Make New Value 2026」を推進しております。

今まで培ってきたモビリティ領域の理解や知見など当社グループらしさを活かしながら、ビジネス戦略とテクノロジー戦略を融合し、パートナー様との連携も強化することで、社会やお客様の課題解決に貢献する最適ソリューションを提供してまいります。

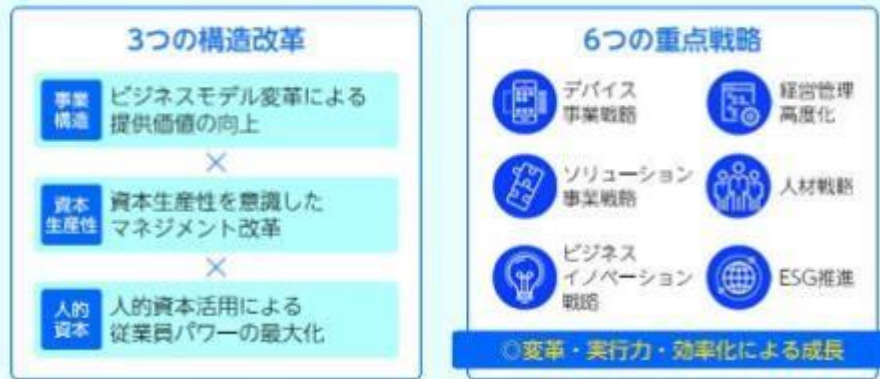
そして従来の得意領域であるモビリティ領域の枠を超えた価値づくりに貢献し、収益性と資本生産性の向上を通じてステークホルダーとの適切な関係を築き、稼ぐ力と社会課題の解決を両立させることを目指しております。

<経営方針>

中期経営計画「Make New Value 2026」では、重点方針を「稼ぐ力」の向上による企業価値向上と定めております。そして、計画期間を次なる成長ステージへの飛躍に向けた構造変革と事業基盤の確立を実行する期間と位置づけ、3つの構造改革を6つの重点戦略で推し進めることで、最終年度である第70期に売上高 3,000 億円、営業利益 110 億円へと事業成長させるとともに、ROEは11%以上を達成することを目指しております。

Make New Value 2026

重点方針 企業価値向上～稼ぐ力の向上～



(3つの構造改革)

当社グループが持続的に成長し続けるために、「稼ぐ力」の向上を実現する3つの構造改革に取り組みます。

(i) ビジネスモデル変革による提供価値の向上

社会や顧客課題への解決策を提案し、提供価値を高めることで「稼ぐ力」を強化いたします。

既存のビジネスモデルである卸型ビジネス、システムインテグレーション、メーカービジネスなどについては、グループ全体でソリューション志向のもと、付加価値となる付帯開発やサービス事業を拡大してまいります。

また、データを価値化することで収益性が期待できるプラットフォーム事業などの新たなビジネスモデル作りに取り組むことで市場での存在感を示してまいります。

(ii) 資本生産性を意識したマネジメント改革

ビジネスモデル変革と併せて資本生産性を意識したマネジメントスタイルの変革に着手いたします。

当社グループの株主資本コストを踏まえた投下資本に対する利益に着目した社内マネジメントの仕組みを構築するほか、事業ポートフォリオへの戦略的アプローチを可能にする仕組みの構築と運用を行うことで、タイムリーな資本生産性を意識したマネジメントの実現を目指しております。

(iii) 人的資本活用による従業員パワーの最大化

ソリューション志向によるビジネスモデル変革の推進を担う「創造と挑戦する人材」の育成と人材育成の基盤強化を加速させてまいります。

従業員のパフォーマンスを最大化し、経営目標と達成に向けた従業員の活動をシンクロさせるため、専門性を活かす処遇や異動による経験値の獲得や会社目標と従業員目標がスケーラブルに連動した目標管理の仕組みを導入・強化することで、次の成長ステージに向けた全従業員の経営参加意識を醸成し、全従業員で企業価値向上に取り組む企業運営を目指してまいります。

(6つの重点戦略)

当社グループが培ってきたモビリティ領域への理解や知見などの当社グループらしさを活かしながら、ビジネス戦略とテクノロジー戦略を融合し、社内外の連携を強化することで、社会や顧客の課題を解決する最適なソリューション提供を目指してまいります。

(i) デバイス事業戦略

主力である半導体・電子部品の卸型ビジネスの規模を拡大する取り組みによって、これまで蓄積してきた車載・電装領域の知見の幅を広げ、活用し、モビリティ領域のソフト化に対応するエンジニアリング事業や、メーカーとしての事業など、付加価値の期待できる事業を社内外のパートナーとともに開拓することで、「稼ぐ力」の向上を目指しております。

(ii) ソリューション事業戦略

当社グループの強みであるITソリューション、組込ソリューション、FAエンジニアリングの3事業の事業規模拡大について、地域拡大、ソリューション拡大、パートナーとのアライアンスなどにより実現してまいります。

また、これまで製造業を中心に取り組んできたソリューション事業を通じて得た知見、デバイス事業と共に培った車載・電装領域への知見を最大限活かして、データ収集やデータの価値化など、データを活用したライフサイクルマネジメントなどのトータルソリューションの志向をもって、製造業向けにとどまらないデータプラットフォーム事業を拡大いたします。

これらの4事業の融合により、ものづくりを基点に幅広い産業で通用するサービスと技術を育成し、新たな市場への挑戦と「稼ぐ力」の向上を目

指しております。

(iii) ビジネスイノベーション戦略

当社グループ内での共創に加え、他社とのコラボレーションや技術協業によるイノベーションにより、新しい「稼ぐ力」の立上げを加速してまいります。

(iv) 経営管理高度化戦略

I TやD Xの推進によりオペレーションの効率化や経営資源の最適化を図り、資本生産性を意識したマネジメントスタイルへの転換に向けた取り組みを加速させてまいります。

(v) 人材戦略

当社グループらしい「ヒト」の強みを活かした人的資本経営で、全従業員の持てる力を最大化させてまいります。

(vi) E S G推進

社外からの要請に応えながら、気候変動や人的資本などの取り組みを向上させてまいります。

情報開示を通じて幅広いステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションを充実させることで、環境価値・社会価値・経済価値を高め、サステナビリティの進化を目指してまいります。

(6) 主要な事業内容 (2025 年 3 月 31 日現在)

①デバイス事業

集積回路・半導体・一般電子部品の販売及びソフトウェアを中心とした受託開発事業を行っております。

②ソリューション事業

電子機器の販売及びF A機器等の製造販売、I Tプラットフォーム及びI o Tシステムの構築並びにその他各種製造装置の開発・製造・販売を行っております。

(7) 主要な事業所 (2025 年 3 月 31 日現在)

①当 社

名 称	所 在 地
萩原電気ホールディングス株式会社	本社 (愛知県名古屋市)

②子会社

名 称	所 在 地
萩原エレクトロニクス株式会社	本社 (愛知県名古屋市) 関西事業所 (大阪府大阪市) 三好物流センター (愛知県みよし市)
萩原テクノソリューションズ株式会社	本社 (愛知県名古屋市) 東京支店 (東京都港区) 関西支店 (大阪府大阪市) 日進事業所 (愛知県日進市) 九州駐在 (福岡県福岡市)
萩原エンジニアリング株式会社	本社 (埼玉県入間市)
萩原北都テクノ株式会社	本社 (愛知県名古屋市) 札幌オフィス (北海道札幌市)
Singapore Hagiwara Pte. Ltd.	シンガポール共和国
Hagiwara America, Inc.	アメリカ合衆国
萩原電気韓国株式会社	大韓民国
萩原貿易(上海)有限公司	中華人民共和国
Hagiwara Electric Europe GmbH	ドイツ連邦共和国
Hagiwara Electric (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国
Hagiwara Electronics India Private Limited	インド共和国
萩原電子設備(上海)有限公司	中華人民共和国
萩原電気香港有限公司	中華人民共和国
BELLADATI PTE. LTD.	シンガポール共和国

- (注) 1. 当社の連結子会社である萩原テクノソリューションズ株式会社は、2024 年 8 月 19 日付で豊田物流センター (愛知県豊田市) 及び名古屋物流センター (愛知県名古屋市) を閉鎖いたしました。
2. 当社の連結子会社である萩原テクノソリューションズ株式会社は、2024 年 7 月 16 日付で BELLADATI PTE. LTD.の株式を取得し、子会社化いたしました。

(8) 従業員の状況 (2025 年 3 月 31 日現在)

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
デバイス事業	409 (39) 名	52 名増 (5 名増)
ソリューション事業	284 (61) 名	14 名増 (4 名増)
全社 (共通)	115 (17) 名	6 名増 (2 名増)
合 計	808 (117) 名	72 名増 (11 名増)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから他社への出向者 5 名を除き、他社から当社グループへの出向者 10 名を含んでおります。
2. 臨時雇用者数は、期末人員を () 外数で記載しております。

(9) 主要な借入先 (2025 年 3 月 31 日現在)

借 入 先	借 入 額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	12,897
株式会社三井住友銀行	11,148
株式会社りそな銀行	3,000
株式会社横浜銀行	2,200
株式会社京都銀行	2,000
株式会社広島銀行	1,425
株式会社あいち銀行	1,375
株式会社名古屋銀行	1,080
株式会社伊予銀行	1,000
三井住友信託銀行株式会社	800

- (注) 株式会社三菱UFJ銀行の借入額には、社債（私募債）の未償還額 100 億円を含んでおります。

(10) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
萩原エレクトロニクス株式会社	百万円 1,310	% 100.0	デバイス事業
萩原テクノソリューションズ株式会社	百万円 310	% 100.0	ソリューション事業
萩原エンジニアリング株式会社	百万円 484	% 100.0	ソリューション事業
萩原北都テクノ株式会社	百万円 45	% 66.6	デバイス事業
Singapore Hagiwara Pte. Ltd.	千 SGD 500	% 100.0	デバイス事業
Hagiwara America, Inc.	千 USD 2,500	% 100.0	デバイス事業
萩原電気韓国株式会社	千 KRW 2,613,585	% 100.0	デバイス事業
萩原貿易(上海)有限公司	千 USD 10,300	% 100.0	デバイス事業
Hagiwara Electric Europe GmbH	千 EUR 500	% 100.0	デバイス事業
Hagiwara Electric (Thailand) Co., Ltd.	千 THB 31,500	% 100.0	デバイス事業
Hagiwara Electronics India Private Limited	千 INR 10,000	% 100.0	デバイス事業
萩原電子設備(上海)有限公司	百万円 100	% 100.0	ソリューション事業
萩原電気香港有限公司	千 USD 300	% 100.0	デバイス事業
BELLADATI PTE. LTD.	千 SGD 130	% 100.0	ソリューション事業

(注) 議決権比率は間接保有を含んでおります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社である萩原テクノソリューションズ株式会社は、2024 年 7 月 16 日付で BELLADATI PTE. LTD.の株式を取得し、子会社化いたしました。

2. 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000 株
 (2) 発行済株式の総数 10,118,000 株（自己株式 153,044 株を含む）
 (3) 株 主 数 7,214 名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,417,900	14.23
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	733,500	7.36
有限会社スタニイ	503,250	5.05
萩原 智昭	341,482	3.43
株式会社三菱UFJ銀行	232,500	2.33
名古屋中小企業投資育成株式会社	230,000	2.31
公益財団法人萩原学術振興財団	230,000	2.31
三井住友信託銀行株式会社	178,000	1.79
萩原 祥子	162,575	1.63
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	140,900	1.41

- (注) 1. 当社は、自己株式を 153,044 株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役へ交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	2,461 株	3 名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4) 取締役の報酬等」に記載しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役社長（代表取締役）	木 村 守 孝	経営戦略本部総括 内部監査部総括
常 務 取 締 役	萩 原 智 昭	総務人事本部総括
常 務 取 締 役	平 川 佳 弘	経財本部総括 IT戦略本部総括
取 締 役	岡 本 伸 一	株式会社デジタルメディアプロフェッショナル 社外取締役 株式会社ブルー・シフト・テクノロジー 取締役
取 締 役	林 恭 子	学校法人グロービス経営大学院 教授 株式会社グロービス ファカルティ本部 シニア・ファカルティ・ディレクター 株式会社イートアンドホールディングス 社外取締役 コーア商事ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員・常勤）	井 上 典 昭	
取 締 役（監査等委員）	早 川 尚 志	弁護士 公認会計士 名古屋家庭裁判所 家事調停委員 名古屋地方裁判所及び名古屋簡易裁判所 民事調停委員
取 締 役（監査等委員）	榎 本 幸 子	大豊工業株式会社 社外監査役 榎本商事株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役岡本伸一及び林恭子、取締役（監査等委員）早川尚志及び榎本幸子の4名は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）早川尚志は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）榎本幸子は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役岡本伸一及び林恭子、取締役（監査等委員）早川尚志及び榎本幸子を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 監査等委員会は情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、井上典昭を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2024年6月27日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）宮本敬三及び辻中修は任期満了につき退任いたしました。
- ②2024年6月27日開催の第67期定時株主総会において、井上典昭及び榎本幸子

が新たに取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。

7. 当社では経営環境の変化に的確に対応し業務遂行の迅速化と効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。
執行役員は佐藤達人及び長谷川政行の2名で構成されております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、保険料は全額当社負担としております。当該保険契約により、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等は填補対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。当該方針は、指名・報酬諮問委員会の関与を明確にする旨の方針の一部見直しを含めて、2021年2月26日、同年5月31日及び2022年5月30日開催の取締役会において決議されております。

なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、当該方針が妥当であるとの答申を受けております。

また、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得ることを手続として定めております。取締役会は、当該手続により指名・報酬諮問委員会から諮問事項が妥当である旨の答申を得ることで、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであることを担保しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

i. 基本方針

当社の取締役の個人別の報酬の決定に際しては、世間水準及び従業員給与との均衡を考慮して適正な水準とすることを基本方針とする。具体的に

は、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（賞与）及び譲渡制限付株式報酬により、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬はその職責に鑑み基本報酬（金銭報酬）のみにより構成する。なお、役員退職慰労金は支給しない（ただし、2013年6月27日開催の第56期定時株主総会において承認された「役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」に基づく役員退職慰労金の支給を除く）。

- ii. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

基本報酬（金銭報酬）は、月額固定報酬とし、取締役基礎報酬、役位別報酬、代表取締役報酬の積算により個人別の報酬額を決定する。

- iii. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬（賞与）に係る指標は、経常利益を指標とする従業員の賞与支給実績をベースとし、役員個人評価を反映した個人別賞与額とし毎年、一定の時期に支給する。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、基本報酬の一定割合の金銭報酬債権を毎年、一定の時期に各取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対し支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限期間の満了時までの譲渡制限を付した譲渡制限付株式の割当を受ける。

- iv. 報酬等の割合に関する方針

取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の種類別の報酬割合については、同様の報酬体系とする企業をベンチマークとする割合を踏まえ、指名・報酬諮問委員会において検討を行う。v. の委任を受けた代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の答申を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合を目途に取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容を決定する。

- v. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の構成、各報酬の算定基準については、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得て取締役会で決定する。

個人別の具体的な報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長が委任を受けるものとし、その権限の内容は、基本報酬（金銭報酬）の月額並びに各取締役の個人評価を踏まえた業績連動報酬（賞与）の配分及び支給時期並びに2013年6月27日開催の第56期定時株主総会において承認された「役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」に基づく役員退職慰労金の額及び支給時期とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内

容に従って決定をしなければならない。なお、譲渡制限付株式報酬は指名・報酬諮問委員会の答申を得た基準に従って、取締役会で取締役の個人別割当株式数を決議する。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	130 (17)	94 (17)	26 (一)	9 (一)	5 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	36 (17)	36 (17)	一 (一)	一 (一)	5 (3)
合 計 (うち社外取締役)	166 (34)	130 (34)	26 (一)	9 (一)	10 (5)

- (注) 1. 上表には、2024年6月27日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)2名を含んでおります。
2. 上表のほか、2013年6月27日開催の第56期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して4百万円支給しております。この結果、当該決議に基づく役員退職慰労金の支給は全て完了しました。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は、経常利益を指標とする従業員の賞与支給実績をベースとし、役員個人評価を反映した個人別賞与額を算定しております。当該指標を選択した理由は、通常の経済活動で毎期に経常的・反復的に生じる経常利益をベースとしていることから、業績連動の指標として適切であると判断しているためです。当事業年度に係る経常利益の実績は、6,210百万円です。
4. 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬とし、基本報酬の一定割合の金銭報酬債権を毎年、一定の時期に各取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に対し支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限期間の満了時までの譲渡制限を付した譲渡制限付株式の割当を受けることとしております。
また、当事業年度における交付は、「2.(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第59期定時株主総会において年額500百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は7名です。
また、上記報酬枠の範囲内で、2018年6月28日開催の第61期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬額は、

年額 100 百万円以内、株式数の上限を年 9 万株（監査等委員及び社外取締役は付与対象外）と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の員数は 6 名です。

6. 取締役（監査等委員）の報酬等の額は、2016 年 6 月 29 日開催の第 59 期定時株主総会において年額 80 百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は 4 名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長木村守孝に対し取締役（監査等委員を除く）の基本報酬（金銭報酬）の月額並びに各取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の個人評価を踏まえた業績連動報酬（賞与）の配分及び支給時期並びに 2013 年 6 月 27 日開催の第 56 期定時株主総会において承認された「役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」に基づく役員退職慰労金の額及び支給時期の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の個人評価等を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得るものとし、委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役役期待される役割に関して行った 職務の概要
取 締 役	岡 本 伸 一	当事業年度に開催された取締役会 17 回全て、また、指名・報酬諮問委員会 4 回全てに出席いたしました。取締役会では、エンジニアとしての経験及び R&D コンサルタントとしての専門的見地から積極的に意見を述べており、指名・報酬諮問委員会では、諮問事項に対して客観的視点から発言を行っております。豊富な経験や深い知見を活かし、社外取締役として、当社経営に対する助言や監督を行うなど適切な役割を果たしております。
取 締 役	林 恭 子	当事業年度に開催された取締役会 17 回全て、また、指名・報酬諮問委員会 4 回全てに出席いたしました。取締役会では、ダイバーシティ、働き方改革、D X 推進、危機管理・防災などの豊富な経験に基づき積極的に意見を述べており、指名・報酬諮問委員会では、諮問事項に対して客観的視点から発言を行っております。豊富な経験や深い知見を活かし、社外取締役として、当社経営に対する助言や監督を行うなど適切な役割を果たしております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役役期待される役割に関して行った 職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	早 川 尚 志	当事業年度開催の取締役会 17 回のうち 16 回、監査等委員会 14 回のうち 13 回、また、指名・報酬諮問委員会 4 回全てに出席いたしました。取締役会では、主に弁護士としての専門的見地から積極的に意見を述べており、監査等委員会では、監査結果についての意見交換等、専門的見地から発言を行っており、指名・報酬諮問委員会では、諮問事項に対して客観的視点から発言を行っております。弁護士としての専門知識及び経験から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	榎 本 幸 子	2024 年 6 月 27 日就任以降、当事業年度にて開催された取締役会 13 回全て、監査等委員会 10 回全て、また、指名・報酬諮問委員会 3 回全てに出席いたしました。取締役会では、主に公認会計士としての専門的見地から積極的に意見を述べており、監査等委員会では、監査結果についての意見交換等、専門的見地から発言を行っており、指名・報酬諮問委員会では、諮問事項に対して客観的視点から発言を行っております。公認会計士としての専門知識及び経験から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34 百万円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40 百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、Singapore Hagiwara Pte. Ltd.、Hagiwara America, Inc.、萩原電気韓国株式会社、萩原貿易（上海）有限公司、Hagiwara Electric Europe GmbH、Hagiwara Electric (Thailand) Co., Ltd.、Hagiwara Electronics India Private Limited、萩原電子設備（上海）有限公司、萩原電気香港有限公司及び BELLADATI PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記「イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額」には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人からの監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえで、報酬等の額は妥当と判断し、同意しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「萩原電気グループ企業行動憲章」及び「萩原電気グループ企業行動規範」を制定し、その運用に努めるとともに、継続的なコンプライアンス教育・啓蒙を行う。
- ・コンプライアンスや内部管理体制の適切性・有効性を定期的に検証し、問題点の改善・是正を行うために、代表取締役社長執行役員を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、内部統制全般の適切な整備・運用を行う。
- ・サステナビリティ委員会は、リスク管理委員会・内部統制委員会・サステナビリティ推進委員会を統括・管理するとともに、他の委員会等を通じて社内の情報収集を行い、当社グループの内部統制体制の有効性の確保を図っていく。
- ・コンプライアンス体制の強化を目的として、企業倫理ホットラインを設置する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループのコーポレート・ガバナンス強化のために、取締役会において会社全体で取り組むべき課題（社会的責任・リスク対策）の方針を決定する。
- ・リスク管理委員会はその方針に沿って、主管部署を指示しリスク管理規程をはじめとする関連規程の整備・運用等、当社のリスクマネジメント体制の充実と強化を図っていく。
- ・当社グループの情報セキュリティのシステム確立とその推進を図るための委員会組織として情報セキュリティ委員会を設け、情報セキュリティ基本規程、情報セキュリティ運用基準書をはじめとする関連規程、ガイドライン、マニュアルなどの整備を進める。

(3) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・業務の執行が法令及び定款に適合するとともに、業務の適正と効率性の確保を目的として、組織や業務分掌をはじめとする社内規程を定め業務を執行する。
- ・これらの規程は、法令の改廃や業務の見直し等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。
- ・業務執行部門から独立した代表取締役社長執行役員直轄の内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等をチェックし、不正の防止とプロセスの改善に努める。
- ・内部統制委員会のもと、関連部署が主管となり当社グループのガバナンス強化・取り組みを円滑かつ効果的に推進することを目的とする内部統制規

程を制定し、内部統制システムの整備と強化を進める。

- ・子会社、関連会社を管理する諸規程及び海外事業会社管理規程を定め、事業規模に応じ当社と同様のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムの構築を推進し、前記取り組みが企業集団として機能するように必要・適切な管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役は、その職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いについて、社内規程を定めるとともに、その規程の定めに基づき、適切に保存し管理を行う。社内規程は法令の改廃等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役は、合理的かつ効率的な職務執行を確保するために、職務の役割分担を定めるとともに、取締役会規程や職務権限に基づき業務を執行する。
- ・当社で毎月開催される経営会議において、子会社の予実状況、収支状況、重要な事業計画の進捗等のレビューを実施し、必要に応じて協議を行い職務執行の効率性を確保する。

(6) 監査等委員会監査の実効性確保体制

- ・監査等委員会は、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人を指名することができる。また、その場合の取締役及び使用人は、監査等委員である取締役以外の指揮命令を受けないものとする。
- ・監査等委員会は、内部監査部門から内部監査状況に係る情報の提供を受けることができるほか、重要な会議の内容の報告を受けるものとする。また、監査等委員会が選定した監査等委員は、必要に応じて会社の業務及び財産の状況の調査を行うことができるものとする。
- ・監査等委員会は、代表取締役社長執行役員、会計監査人との定期的な情報交換の場を持つものとする。
- ・当社及び子会社の取締役及び使用人は、業務執行において法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れがある事実を発見した場合は、速やかに当社の監査等委員会に報告する。また、報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
- ・監査等委員の職務執行について発生する費用は、監査等委員の請求により当社が負担する。

(7) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・当社及び子会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係をもたない。
- ・また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、組織全体として毅然とした対応をとるとともに、関連する情報の収集や蓄積を行い、反社会的勢力排除のための仕組みを整備する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社が、6.の業務の適正を確保するための体制に基づき、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況は次のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

当社の内部統制強化を目的として、内部統制委員会を設置するとともに、全社員を対象とした内部統制教育・コンプライアンス教育等の集合教育や、定期的なコンプライアンス情報の発信のほか、eラーニングにより著作権や契約締結など実務に関わる法務知識習得の教育を実施しております。また、教育資料は社内イントラネット等を通じて、海外事業会社でも閲覧できるようになっており、グループ内での内部統制強化を図っております。取締役及び執行役員を対象として、年1回、コンプライアンスに関する集合教育も実施しております。

また、2年に1回、全社員を対象に、企業行動憲章・企業行動規範についての意識調査を実施し、コンプライアンスの浸透や改善に向けた取り組みを実施しています。

技術開発業務においては、定期的に特許侵害リスク調査を行っております。

(2) リスク管理体制の強化

当社は、当社グループ事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践が可能となることを目的にリスク管理委員会を設置するとともに、リスク管理規程及び事業継続計画（BCP）を策定しリスク管理体制を整備しております。

事業継続計画（BCP）の一環として、毎年全社員を対象とする安否確認テストや避難訓練、必要に応じて災害対策本部要員向けの机上訓練や参集テストなどを実施しております。また、リスク管理委員会において、重要リスクを選定し、リスク低減への取り組みを開始しております。

また、情報セキュリティ対応として、標的型攻撃メールなどのサイバー対策訓練、在宅勤務制度導入に伴うセキュリティ対応の強化を実施しております。

(3) 業務執行の適正性や効率性の向上

当社は、毎月1回経営会議を開催し、実質的な企業経営のための検討・答申を行っており、取締役会での議論の実効性を高めております。これらの活動を通して業務執行の適正性や効率性の向上が図られていると考えております。

(4) 当社グループにおける業務の適正性の確保

当社は業務の適正と効率性の確保を目的として、必要な諸規程の制定を行うほか、企業集団における業務の適正の確保を目的として、グループ共通

の諸規程や海外事業会社管理規程及び海外事業会社管理基準書を制定し、グループとして業務の適正の確保に努めております。海外事業会社の業容等に応じて、決裁の基準や手続きの見直しを実施するとともに、内部統制システムの構築を推進しております。また、内部通報制度も導入しております。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

当社の監査等委員は、毎月1回監査等委員会を開催し情報交換を行うとともに、常勤監査等委員による経営会議等の重要な会議への出席や、稟議書等の定期的な閲覧などを通じて必要な情報を収集し、監査の実効性の向上を図っております。コンプライアンスや内部統制の整備状況などについては、内部監査部門と監査内容の共有を行うとともに、必要に応じて内部統制委員会との会合を実施し、監査の実効性を確保しております。また、代表取締役及び会計監査人との定期的な会合を実施し、監査に必要な情報交換を実施しております。なお、当社は監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人は置いておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付けており、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

具体的には、株主の皆さまに対する配当は、連結配当性向 30%~40%を目途とし連結純資産配当率も勘案したうえで、安定配当をベースに業績に応じた利益配当を行うこととしております。

自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

また、内部留保資金につきましては、業界における急速な技術革新に対応するため、意欲的に新製品・新技術の知識修得に努めるほか、会社競争力の維持・強化や企業体質の一層の強化に充当し、将来の業績向上を通じて利益還元を行ってまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回としており、取締役会の決議によって行うことができます。

今期の配当につきましては、上記の方針及び今般の当社業績を踏まえ、期末配当を 95 円とし、中間配当と合わせた年間配当は 185 円となります。

◎ 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	118,323	流 動 負 債	47,795
現 金 及 び 預 金	13,534	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	20,116
受 取 手 形	114	電 子 記 録 債 務	3,446
売 掛 金	37,873	短 期 借 入 金	8,681
契 約 資 産	1,949	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	6,052
電 子 記 録 債 権	7,608	リ ー ス 債 務	111
商 品 及 び 製 品	48,362	未 払 法 人 税 等	1,097
仕 掛 品	1,318	契 約 負 債	2,240
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,472	製 品 保 証 引 当 金	11
そ の 他	6,102	役 員 賞 与 引 当 金	89
貸 倒 引 当 金	△13	受 注 損 失 引 当 金	9
固 定 資 産	11,837	そ の 他	5,941
有 形 固 定 資 産	4,649	固 定 負 債	29,387
建 物 及 び 構 築 物	1,158	社 債	10,000
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	17	長 期 借 入 金	18,665
土 地	2,870	リ ー ス 債 務	129
リ ー ス 資 産	225	繰 延 税 金 負 債	409
建 設 仮 勘 定	79	資 産 除 去 債 務	163
そ の 他	297	そ の 他	19
無 形 固 定 資 産	3,669	負 債 合 計	77,183
の れ ん	2,643	純 資 産 の 部	
そ の 他	1,026	株 主 資 本	48,514
投 資 そ の 他 の 資 産	3,519	資 本 金	6,099
投 資 有 価 証 券	1,284	資 本 剰 余 金	6,621
長 期 貸 付 金	31	利 益 剰 余 金	36,074
退 職 給 付 に 係 る 資 産	613	自 己 株 式	△280
繰 延 税 金 資 産	702	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,299
そ の 他	917	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	475
貸 倒 引 当 金	△29	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
資 産 合 計	130,161	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,725
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	99
		非 支 配 株 主 持 分	2,164
		純 資 産 合 計	52,978
		負 債 純 資 産 合 計	130,161

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		258,742
売上原価		237,375
売上総利益		21,367
販売費及び一般管理費		14,255
営業利益		7,112
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	27	
受取保険金	10	
受取補償金	52	
その他の	102	198
営業外費用		
支払利息	380	
社債利息	42	
有価証券償還損	5	
為替差損	631	
売上債権売却損	24	
支払手数料	11	
その他の	5	1,100
経常利益		6,210
特別利益		
固定資産売却益	125	
投資有価証券売却益	23	149
特別損失		
減損損失	105	
固定資産処分損	20	
投資有価証券評価損	310	436
税金等調整前当期純利益		5,922
法人税、住民税及び事業税	2,236	
法人税等調整額	△68	2,168
当期純利益		3,754
非支配株主に帰属する当期純利益		54
親会社株主に帰属する当期純利益		3,699

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	6,099	6,616	34,168	△284	46,598
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,793		△1,793
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,699		3,699
自己株式の処分		5		4	9
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	5	1,906	4	1,915
当 期 末 残 高	6,099	6,621	36,074	△280	48,514

残高及び変動事由	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	500	—	1,117	0	1,618	2,143	50,361
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					—		△1,793
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					—		3,699
自己株式の処分					—		9
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	△25	△0	608	98	681	20	701
当 期 変 動 額 合 計	△25	△0	608	98	681	20	2,617
当 期 末 残 高	475	△0	1,725	99	2,299	2,164	52,978

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	58,909	流 動 負 債	9,482
現 金 及 び 預 金	7,528	短 期 借 入 金	2,000
未 収 入 金	531	1年内返済予定の長期借入金	6,052
前 渡 金	0	リ ー ス 債 務	16
関係会社短期貸付金	50,729	未 払 金	357
前 払 費 用	112	未 払 費 用	219
そ の 他	7	未 払 法 人 税 等	635
固 定 資 産	15,005	未 払 消 費 税	129
有形固定資産	2,691	預 り 金	35
建 物	579	役 員 賞 与 引 当 金	26
構 築 物	21	そ の 他	11
機 械 及 び 装 置	2	固 定 負 債	29,097
車 両 運 搬 具	0	社 債	10,000
工具、器具及び備品	123	長 期 借 入 金	18,665
土 地	1,903	リ ー ス 債 務	19
リ ー ス 資 産	32	繰 延 税 金 負 債	249
建 設 仮 勘 定	28	資 産 除 去 債 務	163
無形固定資産	153	負 債 合 計	38,580
ソ フ ト ウ ェ ア	144	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	7	株 主 資 本	34,858
そ の 他	1	資 本 金	6,099
投資その他の資産	12,159	資 本 剰 余 金	6,621
投 資 有 価 証 券	1,257	資 本 準 備 金	4,874
関 係 会 社 株 式	9,627	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,747
長 期 前 払 費 用	245	利 益 剰 余 金	22,417
前 払 年 金 費 用	468	そ の 他 利 益 剰 余 金	22,417
そ の 他	560	別 途 積 立 金	9,000
資 産 合 計	73,914	繰 越 利 益 剰 余 金	13,417
		自 己 株 式	△280
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	475
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	475
		純 資 産 合 計	35,333
		負 債 純 資 産 合 計	73,914

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		6,987
営業費用		3,616
営業外収益		3,371
受取利息	266	
有価証券利息	0	
受取配当金	27	
その他の	26	321
営業外費用		
支払利息	110	
社債利息	42	
支払手数料	11	
その他の	7	172
経常利益		3,520
特別利益		
投資有価証券売却益	23	23
特別損失		
固定資産処分損	6	6
税引前当期純利益		3,537
法人税、住民税及び事業税	646	
法人税等調整額	22	669
当期純利益		2,867

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	6,099	4,874	1,742	6,616	9,000	12,343	21,343
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				—		△1,793	△1,793
当 期 純 利 益				—		2,867	2,867
自己株式の処分			5	5			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—			—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	5	5	—	1,074	1,074
当 期 末 残 高	6,099	4,874	1,747	6,621	9,000	13,417	22,417

残高及び変動事由	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 ・ 換 算 評 価 差 額 金 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△284	33,774	500	500	34,274
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△1,793		—	△1,793
当 期 純 利 益		2,867		—	2,867
自己株式の処分	4	9		—	9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—	△25	△25	△25
当 期 変 動 額 合 計	4	1,084	△25	△25	1,058
当 期 末 残 高	△280	34,858	475	475	35,333

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

萩原電気ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 北	尚 史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 ヶ 谷	正

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、萩原電気ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、萩原電気ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

萩原電気ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 北	尚 史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 ヶ 谷	正

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、萩原電気ホールディングス株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 68 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、各事業子会社については、事業子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

萩原電気ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 井 上 典 昭 ㊞

監査等委員 早 川 尚 志 ㊞

監査等委員 榎 本 幸 子 ㊞

(注) 監査等委員早川 尚志及び榎本 幸子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上